

徳島県告示第三百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和五年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和五年六月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

委託した事務	委託した私人
徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成五年徳島県条例第四号）第十条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務	一般財団法人徳島県観光協会
徳島県立あすたむらんどなどの設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）第十条第一項及び第二項に規定する使用料の徴収の事務	株式会社ネオビエント
徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年徳島県条例第三十九号）第九条第一項ただし書に規定する使用料の徴収の事務	株式会社コート・ベール徳島